

事前協議に必要な書類

事前協議は、景観事前協議（変更）申出書（様式）に必要な書類を添付し、申出を行ってください。

■申出時の必要書類

書類		明示すべき事項
1	景観事前協議（変更）申出書	行為の位置（重点区域名、都市計画の用途地域等） 規模、仕上げ材料、景観を印象づける色など
2	位置図	都市計画図等の行為地が明確に分かるもの
3	カラー現況写真（撮影方向を図示した資料を含む）	行為地を含む、付近の状況が判断できるもの
4	配置図	1/100以上 方位、敷地の形状、境界線、建物配置寸法、敷地面積、建築面積、延べ床面積、隣接する道路の位置及び幅員
5	立面図（各面）	建物または工作物の最高高さ 各面の寸法、仕上げ材料、色彩（マンセル値で記載）、平均地盤面、開口部の位置、付属設備
6	植栽配置図	植栽樹木等の位置、樹種、樹高および本数
7	横断面図	1/200以上 2面以上の主要部を表示したものの各階高さを記載
8	完成パースまたは フォトモンタージュ	行為地を含む付近の状況がわかるもの 協議対象物の位置、規模等を明確にすること
9	計画地周辺景観調査報告書	鳥取市都市計画図を1/1,000以上に拡大し、調査範囲、調査ルート、撮影地点を明示し、調査写真及びコメント（10～15枚程度）を添付
10	景観形成計画書	地区ごとに定められた景観形成方針及び景観形成基準について、行為の内容と景観への配慮事項等を記載
11	その他資料	協議の中で追加資料を要望することがあります

※図面の縮尺は参考です。行為の規模に応じて適切な縮尺に変更してください。